

「第8回知的財産保護官民合同訪中代表団」結果概要

2012年9月20日

1. 代表団派遣概要

(1) 期間：2012年9月9日（日）～11日（火）

(2) 代表団メンバー

○代表

産業界代表： 志賀 俊之 国際知的財産保護フォーラム 座長
(日産自動車株式会社 最高執行責任者)

政府代表： 中根 康浩 経済産業大臣政務官

○メンバー： 産業界及び日本政府（経済産業省、特許庁、文化庁、
内閣官房知的財産戦略推進事務局、外務省等）の総勢約
40名

○事務局：独立行政法人 日本貿易振興機構

(3) 訪問先

全国人民代表大会、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、商務部、
国家版權局

2. 主な協議結果

今年はIIPP設立・訪中団派遣10周年を迎えることから、これまでの中国
政府との知的財産に関する協力関係を確認するとともに、次のステップへの
移行を目指し、その道筋を明らかにするための意見交換を実施した。

(1) 全国人民代表大会[呉恒 常務委員]

- ・ 2010年の「知的財産権の侵害及び偽ブランド品や粗悪品の製造・販売を摘
発する特別摘発活動」など、地方を含めた知財保護の強化の重要性に合意。
- ・ 海外の著名な商標の保護の強化や商号と商標が衝突した場合の調整に関す
る事項、実用新案権の行使と活用のバランスなど日本産業界の関心事項を表
明し、その重要性に合意。
- ・ 知的財産関連法（専利法、商標法、著作権法）の改正に関して、日中協力が
重要であるとの認識を共有。

(2) 国家工商行政管理総局[滕佳材 総局副局長]

- ・ 模倣品業者に対する①強制捜査権限の強化、②分業化に対する合理的侵害認
定、③再犯を防止するための没収権限の強化、④再犯者処罰強化に資する処

罰者履歴データベースの早期整備を要請し、実務レベルを含めた意見交換を継続することで合意。

- ・ 商号と商標が衝突した場合に、工商局の商号使用停止命令に従わない業者に対しては、工商局の職権で商号を取消できるよう、権限強化を要請し、この問題についての認識を共有。
- ・ 悪意ある商標の成立を未然に防止するため、①権利者等が出願案件に対する関連情報を審査当局に提供することができる制度の導入、②海外の著名な商標の保護に資するような商標法関連規程整備を提案し、前向きな回答を確保。

(3) 国家知識産権局 [田力普 局長]

- ・ 中国側から、中国の知財に関する国家戦略である「知財戦略綱要」を踏まえて策定された計画が順調に進んでいることを説明。
- ・ 昨年11月より同局と試行が開始された日中特許審査ハイウェイに関して、更なる利便性向上に向けた協力の継続に合意。
- ・ 中国の専利法（注）の改正に関して、実用新案の権利濫用の抑制や日本の産業界を交えた意見交換会の開催を要請し、この問題の重要性等につき認識を共有。中国側から、今回の専利法の改正はエンフォースメント強化を中心にした部分的なものにとどまり、2016年頃に大きな改正を行う予定であること、実用新案の権利濫用の懸念に関しては、紛争に至る件数は極めて限定されていること、訴訟を受理する際には技術評価書の提出が義務付けられており実質は特許と変わらないこと、等の回答があった。

（注）中国では、特許、実用新案、意匠は「専利法」に規定されている。

- ・ 広東省での知的財産人材育成セミナー事業を含む人材交流の継続を確認。

(4) 商務部 [胡盛濤 処長]

- ・ 官民合同訪中代表団の活動に関し、10年間の交流による知的財産保護進展への貢献を中国側も高く評価。
- ・ 地方レベルでの摘発強化に向けて協力関係を深めていくこと、悪意ある商標登録に積極的に対応していくべきことで、双方の認識が一致。
- ・ 日本の権利者と中国大手インターネット関連サービス事業者の対話の場である日中インターネットシンポジウムは有益。日中両国政府が支援を継続する方向で一致。
- ・ 展示会における知的財産権侵害に対する対策の一層の強化に向け、日本産業界との意見交換を打診し、前向きな回答を確保。

(5) 国家版權局 [湯兆志 副司長]

- ・ 中国著作権法改正について、日本の権利者の関心の高い事項について日中双方の情報交換等を実施していくことについて、認識が一致。
インターネット上における著作権侵害対策強化（剣網行動の中で日本コンテンツを保護すること）を要請し、中国側から前向きな回答を確保。

以上